

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

令和 2 年度において評価の結果を取りまとめた「グローバル人材育成の推進に関する政策評価」、「クールジャパンの推進に関する政策評価」、「農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価」、「高度外国人材の受入れに関する政策評価」及び「女性活躍の推進に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記アのとおりです。また、令和 2 年度において評価の結果を取りまとめた「地籍整備の推進に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記イのとおりです。

この内容については、令和 3 年 6 月 4 日に国会へ報告しています。

ア 評価結果の取りまとめ及びその結果の政策への反映状況

テーマ名	グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 29 年 7 月 14 日)
関係行政機関	文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果の概要
<p>○ 評価の観点 グローバル人材育成の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果の概要 本政策について、「第 2 期教育振興基本計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において設定された成果指標の達成状況は、全体としては進展。個別に改善すべき課題はあるものの、政策効果は一定程度発現 日本人大学生等の海外留学の促進や中学校・高等学校の生徒・英語教員の英語力の向上について課題あり(勧告事項) 平成 30 年度からの第 3 期教育振興基本計画で本勧告を踏まえた対応が必要</p>

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回回答(平成 30 年 5 月 17 日)以降に関係行政機関が採った措置で、令和 2 年 6 月 11 日に文部科学省が回答したものについて、3 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>1 日本人大学生等の海外留学の促進(文部科学省)</p> <p>短期留学の政策上の位置付けを明確にし、第 3 期教育振興基本計画における海外留学の促進に係る成果指標に反映させること</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成 29 年度に実施した委託調査等により、短期留学に、学生の語学学習へのモチベーションの向上等の効果があることが確認されたことから、第 3 期教育振興基本計画(答申)(平成 30 年 3 月。以下「答申」という。)において、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、測定指標^(注)を設定。大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学やその成果を定着させるための取組等を支援</p> <p>(注) 「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数 12 万人を引き続き目指す」と設定</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定。以下「第3期計画」という。）では、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、測定指標を「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す」と設定。測定指標を達成するための具体的な施策についても位置付け 文部科学省は、第3期計画に基づき、短期留学について、大学間交流協定に基づく留学に対する支援等を実施しているほか、令和2年12月に、留学の成果を定着させるための事前・事後研修に係る優良取組例を独立行政法人日本学生支援機構のホームページに掲載し、各大学等に周知。なお、第3期計画の測定指標に対する実績は、平成28年の5万5,969人に対し29年は5万8,408人
<p>2 中学校・高等学校の生徒の英語力の向上（文部科学省）</p> <p>第3期計画における成果指標の設定に当たっては、生徒の英語力強化に関する成果指標の達成のための有効な対策及び達成状況の的確な把握のための措置を講ずること</p>	<p>（文部科学省）</p> <p>答申において、生徒の英語力強化のための測定指標^{（注）}を設定。目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定を要請するとともに、英語教育実施状況調査（以下「実施状況調査」という。）等により継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなどPDCAサイクルを確実に構築。また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、平成30年度中に、都道府県教育委員会等に対し、判定方法等を周知徹底</p> <p>（注） 中学校卒業段階でCEFR^{（※）}のA1レベル相当（英検3級等）以上、高等学校卒業段階でA2レベル相当（英検準2級等）以上を達成した中高生の割合を50%以上にする設定</p> <p>※ CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）は、語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい包括的な基盤を提供するものとして、欧州域内外で使われている指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期計画では、生徒の英語力強化のための測定指標として、「中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を50%以上にする」と設定。測定指標を達成するための具体的な施策についても位置付け 文部科学省は、第3期計画の目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定を要請するとともに、実施状況調査^{（注）}等により継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなどPDCAサイクルを確実に構築。さらに、生徒の言語活動の実施やICTの活用といった新学習指導要領に掲げられた授業改善の取組と測定指標の達成状況に相関がみられることから、これらの取組を促進。また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、令和元年度実施状況調査において、その判定方法を周知。なお、測定指標の実績は、表のとおり、平成28年度から令和元年度において増加傾向 <p>（注） 文部科学省は、実施状況調査を毎年度実施しているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による調査に係る負担を考慮して中止</p>

	<p>表 C E F RのA1レベル相当以上の英語力を有する中学生の割合及びC E F RのA2レベル相当以上の英語力を有する高校生の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生</td> <td>36.1%</td> <td>40.7%</td> <td>42.6%</td> <td>44.0%</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>36.4%</td> <td>39.3%</td> <td>40.2%</td> <td>43.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H28	H29	H30	R元	中学生	36.1%	40.7%	42.6%	44.0%	高校生	36.4%	39.3%	40.2%	43.6%
区分	H28	H29	H30	R元												
中学生	36.1%	40.7%	42.6%	44.0%												
高校生	36.4%	39.3%	40.2%	43.6%												
<p>3 中学校・高等学校の英語教員の英語力の向上 (文部科学省)</p> <p>第3期計画における成果指標の設定に当たっては、英語教員に関する成果指標の達成のための有効な対策を講ずること</p> <p>(注) 勸告の「英語教員」との記述は、第2期教育振興基本計画における成果指標「英語教員に求められる英語力の目標(英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上)を達成した英語教員の割合」を踏まえて用いたもの</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>答申においては、英語教員の英語力の向上に係る成果指標は設定されていないものの、生徒の英語力の向上のため、教師の英語力・指導力の向上を図るための取組を進めるとともに、実施状況調査等により継続したフォローアップを実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第3期計画では、英語教育の最終的な目標は、生徒の英語力の向上であり、教師の英語力はそのための手段であること等から、英語教師の英語力の向上に係る測定指標は設定せず。ただし、生徒の英語力の向上のために、教師の英語力・指導力の向上に係る具体的な施策について位置付け 文部科学省は、第3期計画に基づき、教師の英語力・指導力の向上を図るため、研修等の取組を進めるとともに、実施状況調査等により継続したフォローアップを実施 </div>															

(注) 評価結果等の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html) 参照

テーマ名	クールジャパンの推進に関する政策評価 (総合性確保評価) (勸告・公表日:平成30年5月18日)
関係行政機関	文部科学省、農林水産省、経済産業省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	クールジャパン関連施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果及び勸告の概要	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)における五つの成果目標の達成状況(①放送コンテンツ関連海外売上高、②訪日外国人旅行者数及び③観光収入のアジアでのランキングに係る成果目標は目標達成。④農林水産物・食品の輸出額に係る成果目標は中間目標達成。⑤日本産酒類の輸出額の伸び率に係る成果目標は目標達成に向けて進展)及びクールジャパン関連施策等の実施状況を踏まえると、クールジャパンの推進に関する政策は全体として相当程度進展していると認められる。一方、一部のクールジャパン関連施策等については改善すべき課題がみられた。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回回答(平成30年12月4日~12月6日)以降、令和3年3月末現在までに関係行政機関が採った措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <u>その後の状況</u>)
<p>1 コンテンツ分野 コンテンツ等の海外展開について、より効果的・効率的な支援（「呼び水効果^(注)」が高いと考えられる新規事業への支援を中心等）となるよう検討を進めること（経済産業省）</p> <p>(注) 補助によりコンテンツ等のローカライズ等を実施した事業者が、今後補助がなくてもローカライズ等を実施するようになること</p>	<p>(経済産業省) 平成 28 年度以降に実施した事業において、応募された事業の審査に当たっての審査項目を見直し、加点ポイントとして事業内容の新規性の項目を追加 今後、本事業の「呼び水効果」の把握を含む効果測定を実施予定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省は、平成 29 年度補正予算により 30 年度に実施した「インバウンド型クールジャパン推進事業(クリエイターを中心としたグローバルコンテンツエコシステム創出事業)」について、補助を受けた 261 事業者（採択した事業は合計 484 事業）に対してアンケート及びヒアリングを実施し、事業の効果検証を行った。この効果検証の結果、上記 261 事業者のうち、33 事業者（約 13%）^(注) については今回の補助金を契機に初めて海外展開を開始しており、審査項目の見直し等により、新規事業者の採択の増加につながっている。 <p>(注) 平成 28 年度補正予算での実績は、398 事業者のうち、36 事業者（約 9%）が初めて海外展開を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その後、平成 30 年度補正予算により令和元年度に実施した「コンテンツグローバル需要創出等促進事業」について、補助事業事務局が実施した事業者向けアンケート調査結果（有効回答数 237 事業者）と補助金公募時の審査情報を突合し、「呼び水効果」の分析を実施した。 <p>同事業においては、新規事業者（又は新規事業を実施した事業者）による申請については加点措置を実施したところであるが、加点措置を実施した 89 事業者のうち、70 事業者（78.7%）は今後補助がなくても事業を実施予定とアンケートに回答している。</p> <p>また、アンケート調査結果から、どのような属性の事業者が「今後、補助を受けなくても当該事業を実施すると考えるように」なる傾向が強いかを分析したところ、補助の有無にかかわらず自主的に海外展開を試みていた事業者については、237 事業者のうち 188 事業者（79.3%）が補助事業を契機に海外展開の規模の拡大等を図るとともに今後も事業を継続していく意向を示している。</p> <p>自主的に海外展開を試みていた事業者の事業継続意向が高いのは、補助金がなかった場合の投資計画又はマーケティングテストプランもあった上で、資金ギャップの解消又はマーケティング手法等の選択肢を増加させる手段として補助金を利用するという行動をとったのではないかと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これら分析結果も踏まえ、令和 2 年度第 3 次補正予算で措置する「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業」については、引き続き、呼び水効果が高いと考えられる、新規性の高い取組を行う事業者について加点措置を継続していく予定である。また、補助事業の実施前から自主的にマーケティング調査等の取組を行っていた事業者についても加点措置を実施していく予定である。 </div>
<p>2 農林水産物・食品分野 農林水産物・食品等のジャパンプランドの確立に資するため、地理的表示保護制度の更なる活用を促進するための取組を</p>	<p>(農林水産省) 地理的表示（G I）保護制度の更なる活用の促進を図るため、今後、各地方農政局等において産地への G I 申請の働きかけを G I サポートデスク^(注) と連携して行うとともに、そこで得た情報を本省、地方農政局等、G I サポートデスクで共有していくことを検討</p> <p>(注) G I 保護制度の普及啓発に係る情報提供や登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける相談窓口</p>

<p>行うこと（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省は、平成 30 年 12 月に各地方農政局・サポートデスク事務局等宛てに以下の通知を発出した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方農政局等を活用してG I の登録申請に係る相談・申請に至っていない地域のG I 候補製品の掘り起こしを行うこと ② 各地方農政局等とG I サポートデスクとの間で連携・情報共有を図り産地へのG I 申請の働きかけの状況を本省に報告すること ・ この通知に基づき、地方農政局等が、産地に赴いてG I 保護制度の説明を実施する等の働きかけを行った結果、G I 保護制度の活用が図られた（G I 保護制度が創設されてから通知発出前までに登録されたものは 69 製品であるのに対し、通知発出後の申請件数は 57 件となっている。）。 ・ また、令和元年 11 月から、ふるさと納税サイトと連携し、G I 保護制度の説明及び登録製品の返礼品を紹介した特設ページを設置する等、G I 保護制度の普及・啓発を図った。
<p>3 分野横断 日本の文化芸術の発信について、文化交流使の派遣を更に戦略的に推進するための方策を検討し、当該事業に反映すること（文部科学省）</p>	<p>（文部科学省） 文化交流使を重点的に派遣する地域及び分野を定めた文化交流使の派遣を戦略的に進めるための方策を平成 30 年 5 月に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、平成 30 年 5 月に策定された文化交流使の派遣を戦略的に進めるための方策に沿って、以下のとおり令和元年度文化交流使を派遣した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣地域については、日メコン交流 10 周年に合わせて、文化交流使（大学教授）1 名をタイ、ミャンマー及びベトナムへ派遣し、「折り紙」についての講演やワークショップ、展覧会等を実施。また、上記を含め、文化交流使 6 名のうち、アジア地域へ 3 名、欧米豪地域へ 5 名派遣 ② 派遣分野については、在外公館から歌舞伎のレクチャーデモンストレーションを実施したいとの要望を受け、当該国に文化交流使（歌舞伎俳優）1 名を派遣。また、文化体験が可能な分野及びポップカルチャー分野を重点分野とする戦略を踏まえ、上述のとおり、今年度初めて文化交流使による「折り紙」についての講演等を実施したほか、和菓子、和食、盆栽といった生活文化分野の関係者を文化交流使として各国に派遣し、ワークショップや講演会等を実施 ・ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣は実現していないものの、舞踊や邦楽笛、琉球舞踊のほか、ポップカルチャー分野として、メディアアーティストや、生活文化分野の茶道、書道の文化人・芸術家計 6 名を令和 2、3 年度の文化交流使として指名し、オンラインにおける活動等を開始している。

（注） 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01hyouka02_020717000142906.html) 参照

テーマ名	農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成31年3月29日）
関係行政機関	農林水産省、経済産業省

（注） 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	農林漁業の6次産業化の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果の概要	<p>農林漁業6次産業化については一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、これまでの取組の結果、その市場規模は拡大基調にあり、一定の進捗が図られているといえる。</p> <p>一方、一部の農林漁業6次産業化の推進のために実施されている施策等については、改善すべき課題が認められた。</p> <p>(1) 総合化事業計画及び6次産業化都道府県サポートセンター事業関係</p> <p>① 総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいづれも達成している事業者は約3割にとどまり、その達成状況も総合化事業の売上高により差異がみられた。</p> <p>② 6次産業化都道府県サポートセンター（以下「都道府県SC」という。）において、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間に支援の「空白期間」（以下、単に「空白期間」という。）が一定期間生じ、事業者が支援を受けられない事例がみられた。</p> <p>(2) A-FIVE出資関係</p> <p>間接出資を行うサブファンドにおいて、出資案件組成に苦慮している状況^(注)がうかがえる中、出資案件組成を進める上での課題として以下のものが認められた。</p> <p>(注) 設定した出資目標を達成することができたサブファンドは、約2割(3/13サブファンド)にとどまった。</p> <p>① 出資案件の組成審査に関して、サブファンド運営法人から審査の長期化を問題視する意見があるが、その原因についてサブファンド運営法人と株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）との間で認識の相違がみられたほか、A-FIVEが機動的かつ主体的な案件組成を実現する方法として挙げている案件組成審査の一部委任について、サブファンド運営法人からは、事務負担が増えただけで、主体性等が増したわけではないとの意見が示された。</p> <p>② 財政制度等審議会からは、出資先事業者へのモニタリングの適切な実施等を求められている一方、サブファンドからは月次モニタリング報告等の資料作成に係る事務負担が出資案件組成を阻害している等の意見が示された。</p> <p>(3) 農商工等連携事業計画関係</p> <p>農商工等連携事業の経営改善・向上に係る2指標^(注1)について、農林水産省、経済産業省等が行う、農商工等連携事業者の2指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の把握・情報共有が不十分^(注2)であることが認められた。</p> <p>(注)1 付加価値額及び売上高に関する指標（以下これらの指標をそれぞれ「付加価値額指標」及び「総売上高指標」という。）からなる。</p> <p>2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、フォローアップ支援を通じ、総売上高指標、抱える課題、支援ニーズ等を定期的に代表者（主に中小企業者）から把握しているが、情報共有先は経済産業省のみ。</p>

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告の反映状況以降に関係行政機関が採った措置である。

<p style="text-align: center;">勸告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>1 総合化事業計画及び都道府県SC事業関係（農林水産省）</p> <p>① 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実に図り、分析結果を今後の支援策に関する企画・立案に活用すること</p> <p>② 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、都道府県SCについては、農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること</p>	<p>（農林水産省）</p> <p>① 農林水産省は、地方農政局等によるフォローアップ調査^(注1)の結果を基に、従前の事業者個々の分析に加えて、優良事業者^(注2)とその他の事業者の利益の状況等を比較した分析を行った。</p> <p>当該分析の結果、事業者には経常利益の向上に課題がみられたことを踏まえ、都道府県SC事業を令和2年度から、支援対象者の経常利益等の向上を目的として支援する事業に見直すなど、支援策の企画・立案に活用した。</p> <p>(注)1 総合化事業計画の実施状況を把握するため、地方農政局等が書面及びヒアリングで行う調査 2 総合化事業計画認定3年後に①6次産業化対象農産物の売上高、②経営全体の売上高、③営業利益、④経常利益のいずれの指標も増加している事業者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、令和2年度の都道府県SC事業では、6次産業化プランナーが経常利益等の向上を目標とする経営改善に取り組む支援対象者の経営改善戦略の作成と実行を伴走支援する仕組みとした。</p> <p>さらに、都道府県SCに設置した地域支援検証委員会^(注1)において重点支援対象者を決定した場合、必要に応じ、6次産業化中央サポートセンターのエグゼクティブプランナー^(注2)が地域経済の波及効果を生み出す6次産業化の事業拡大や発展に向けた伴走支援をする仕組みとしたなど、当該分析結果をより効果的な支援策の企画・立案に活用した。</p> <p>今後もこれらの取組を通じて、「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」が増加するよう事業者の支援につなげていきたい。</p> <p>(注)1 学識経験者等を委員とし、6次産業化プランナーによる支援対象者の決定等を行う組織 2 6次産業化プランナーの経験者の中から、6次産業化に関する専門的な知識経験が特に豊富で高度な指導能力を有するとして選定された者</p> </div> <p>② 農林水産省は、都道府県SCの早期事業実施に向けて、以下の措置を講じたほか、都道府県SC未開設期間中における、農林漁業者等からの問合せへの対応を都道府県に依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の予算要望額の早期取りまとめ ・ 都道府県への予算配分額の内報の早期実施 ・ 予算配分額の内報後の事業実施計画案の早期提出等を都道府県に依頼 <p><上記措置結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初（4月15日）までに事業を開始した都道府県SCが増加 （H30：13都道府県SC→H31：24都道府県SC） ・ 39都道府県SCにおいて、平均11日間事業開始が早期化(前年比) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農林水産省は、都道府県SCの早期事業実施に向けて、予算配分額の早期確定など令和元年度の措置を継続した。令和2年度は、都道府県SC事業の仕組みの変更により、運営方針の策定が遅れ、事業開始が遅れた都道府県SCがあるものの、年度当初（4月15日）までに事業を開始した都道府県SCが平成30年度の13都道府県か</p> </div>

	<p>ら 19 都道府県に増加し、また、平成 30 年度と比べ、28 都道府県 S Cにおいて、平均 10 日間事業開始が早期化した。</p> <p>さらに、6 次産業化サポート事業実施要領を改正し、6 次産業化に取り組む際の準備や支援制度、個別課題の相談先の紹介などの相談窓口を都道府県 S Cに設置した。これにより、6 次産業化プランナー派遣の準備期間においても農林漁業者からの電話相談に応じられるようにするなど切れ目のないきめ細かな支援が可能となった。</p>
<p>2 A-FIVE法に基づく取組</p> <p>農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVEに対し、以下の検討を促すこと（農林水産省）</p> <p>① サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方</p> <p>② 月次モニタリング報告等を通じたA-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方</p>	<p>（農林水産省）</p> <p>農林水産省は、平成 31 年 4 月、A-FIVE宛てに通知を発出し、勧告内容について検討を行うよう求めた。</p> <p>A-FIVEは通知を踏まえ以下の取組を実施又は実施する予定としており、農林水産省は、これらの取組の進捗状況を随時フォローアップすることとしている。</p> <p>なお、平成 31 年 4 月に策定した投資計画上の投資目標の達成が困難であり、今後、投資計画どおりの累積損失の解消・収益の確保は困難と判断し、令和元年 12 月に、A-FIVEに対し、3 年度以降は新たな出資の決定は行わない方向で投資計画の見直しを指示した。</p> <p>① A-FIVE内の出資案件の審査担当部署と出資決定後のモニタリング等実施部署が異なり、意思疎通が図りづらいとのサブファンドの意見も踏まえ、令和元年 6 月にA-FIVEの組織を見直し、両部署を統合した。</p> <p>また、案件組成審査の一部委任については、これまで個別のサブファンドに対してその趣旨の説明等を行ってきたが、令和 3 年度以降は新たな出資の決定は行わないという制約の中で、今後も、A-FIVEとサブファンドとの間の認識の一致をより図っていくため、個別の案件組成の都度、一部委任に関してサブファンドに説明等を行うとともに、意見聴取等のフォローアップを実施する。</p> <div data-bbox="539 1339 1402 1686" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サブファンドによる機動的かつ主体的な出資決定が促進されるよう、案件組成の機会において、サブファンドに対する案件組成審査の一部委任の説明や意見聴取等に加え、サブファンドに対し、令和元年 12 月に通知を発出し、3 年度以降は新たな出資の決定を行わないとの認識を共有し、7 年度までに事業の成長が見込まれる案件への出資を図った^(注)。</p> <p>その結果、令和元年度に 10 件、2 年度に 2 件のサブファンド案件の組成につながった。</p> <p>(注) A-FIVEは、改善計画において、令和 7 年度を目途に投資回収を終えることとしている。</p> </div> <p>② モニタリングの在り方については、その実効性を確保しつつ、関係者が最小限の負担で可能となるよう、別の資料で代替しても支障が起こる蓋然性は低いと判断される銀行通帳の写しは、徴求頻度を毎月から年1回決算月のみに変更したほか、他の資料についても検討を実施した。令和3年度以降は既存出資先の管理、回収額の最大化をめざすという前提の下、今後もモニタリングの在り方について、随時見直しを行っていく。</p>

A-FIVE出資事業者に対するモニタリングについて、令和元年8月以降、通帳等の写しの徴求頻度を毎月から年1回決算月のみに変更することでA-FIVE出資事業者の負担を軽減しており、このことが業務上、支障を起していないと確認できたことから、取組を継続していく。

また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表」及び「予算と実績の差異に関する報告書」については、令和2年及び3年の緊急事態宣言の発出期間において徴求を猶予したが、徴求頻度の変更については、業務上支障を来す可能性も考慮し、慎重に検討していく。

今後も、モニタリングの在り方について、サブファンド等との意見聴取等を行い、更なる負担軽減について随時見直しを行っていく。

3 農商工等連携事業計画関係

農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築すること（農林水産省・経済産業省）

① 農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等（農林水産省）

② 農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等（経済産業省）

（農林水産省）

① 農林水産省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全ての農林漁業者に対して、年1回程度アンケート調査を地方農政局等において実施することとした。令和元年度は9月に当該アンケート調査を実施し、総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等について把握した。

（経済産業省）

② 経済産業省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全ての中小企業者に対して、年1回程度アンケート調査を独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）において実施することとした。令和元年度は9月に当該アンケート調査を実施し、これまでフォローアップ支援を通じて把握していた総売上高指標の進捗状況や抱える課題、支援ニーズ等に加え、付加価値額指標の進捗状況等についても把握した。

（農林水産省・経済産業省）

農林水産省・経済産業省は、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うため、経済産業局・地方農政局等の関係機関で構成される「農商工等連携促進会議」を地域ブロックごとに設置し、令和2年3月には、各地域ブロックの関係機関を集めた全体会議を開催した。

1. 情報収集・課題把握

（農林水産省）

令和元年度に地方農政局等において実施したアンケート調査に

より、農商工等連携事業に取り組む全農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の状況、農林漁業者の抱える課題について把握することができた。具体的には以下の課題を確認できた。

<主な課題>

- ・ 生産関係
天候や災害の影響による収穫量の減少や品質の低下など
- ・ 販売関係
販路の確保やPR・情報発信力の強化など
- ・ その他
農林漁業者と中小企業者の連携体制の強化

(経済産業省)

令和元年度に中小機構において実施したアンケート調査により、農商工等連携事業に取り組む全中小企業者の総売上高指標に加え、付加価値額指標の状況、中小企業者の抱える課題について把握することができた。具体的には以下の課題を確認できた。

<主な課題>

- ・ 農商工等連携事業における出口となる「マーケティング・販路開拓」や「人材の確保」

(農林水産省・経済産業省)

令和2年11月から12月にかけて、アンケート調査結果を基に、地方農政局と経済産業局が共同で農商工等連携事業者等に農商工等連携事業計画についてヒアリングを行った。

ヒアリングを実施した10計画、3計画において「原料生産・供給の安定化が課題」と、2計画において「第三者機関の関与が必要」としていた。

具体的には、連携先事業者との関係について、農林漁業者からは、「農業者の高齢化に伴い、原料の供給等事業の継続には人材の確保・育成が必要」、中小企業者からは、「新たに開発した品種は栽培が難しいため、事業の本格化に向けて原料生産の安定化が課題」等、連携に関する意見が挙げられた。

2. 情報共有

(農林水産省・経済産業省)

令和2年3月6日に「農商工等連携促進会議」(各地域ブロックの農商工等連携促進会議の関係機関を集めた全体会議)を開催し、農商工等連携事業者へのアンケート結果の共有や、各地域における来年度以降の会議の進め方について議論を行った。

また、令和2年度から「農商工等連携促進会議」(地方農政局、経済産業局等で構成)を地域ブロックごとに開催し、1.で把握した情報や課題について共有を行った。

今後もこうした情報共有を継続しつつ、共有された情報も活用しながら、地方農政局や経済産業局を始めとした関係機関が連携して、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上のために支援を行っていく。

(注) 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030329000148151.html) 参照

テーマ名	高度外国人材の受入れに関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和元年6月25日）
関係行政機関	法務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	高度外国人材の受入れに関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果及び意見通知の概要	
1 政策全体の進捗状況⇒一定程度進展	<ul style="list-style-type: none"> 高度外国人材の認定件数は、目標値(2020年末までに1万人)を達成しており、更なる目標値(2022年末までに2万人)の達成に向けて認定件数は増加している。 認定された者のほとんどは、引き続き我が国で就業を続けており、定着が進んでいる。 ヒアリングした外国人材の多くは、日本の就労環境・生活環境についておおむね満足
2 その上で、外国人材の実態やニーズを踏まえ、関係施策を推進することが適当	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い外国人材の中でも、高度人材ポイント制が十分に知られていない状況あり ⇒ 高度人材ポイント制の一層の周知(法務省) 積極的な就職支援の取組を行っている大学がある一方、日本語能力が不十分な留学生の就職支援に苦慮している大学あり ⇒ 大学・大学院の留学生の効果的な就職支援の推進(文部科学省) 外国人材の多くは、就労環境に課題があると認識。外国人材の活用事例集の企業の認知度は高くない。 ⇒ 企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備の促進(厚生労働省、経済産業省) 外国人材の多くは、生活環境の改善のために公的支援が必要と認識。地方公共団体の中には、他の地方公共団体が行う取組に係る情報の周知・共有を望む意見あり ⇒ 外国人の生活環境改善に係る効果的な取組の収集・提供等による地方公共団体への支援(総務省、法務省)

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回報告の反映状況以降に関係行政機関が採った措置である。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)
1 高度外国人材の認定 法務省は、2022年末までに2万人の認定というKPIの達成を始めとする更なる高度外国人材の認定を図るため、高度外国人材となり得る専門性の高い外国人材の中でも高度人材ポイント制が十分知られていない状況を踏まえ、関係業界・大学の所管省庁の協力を得ながら、高度人材ポイント制の一層の周知を図る必要がある。	<p>(法務省)</p> <p>2022年末までに2万人の認定というKPIを2019年12月末時点で2万1,347人と前倒しで達成していることに加え、</p> <p>① 2019年8月に、高度人材ポイント制の制度案内についてベトナム語と中国語に翻訳し、多言語化を行い、出入国在留管理庁特設ホームページ(「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」)に掲載</p> <p>② 2020年1月に、外国人IT人材の更なる活用を促進する観点から、法務省ホームページに掲載している「外国人IT人材の在留資格と高度人材ポイント制について」を改訂し、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」に情報提供</p> <p>③ 2019年11月から2020年3月の間に、大学等の進路相談等において留学生の在留資格変更が効果的に行えるよう、文部科学省の主導により大学等で開催された研修会(意見交換会)や説明会(計6回)において、高度人材ポイント制を含めた就労資格全般に係る講演</p>

	<p>を行い、高度人材ポイント制の一層の周知を図った。</p> <p>(法務省)</p> <p>高度人材ポイント制の周知を図るため、2020年度は、大学職員や高度外国人材の採用を検討している企業を対象に、国立大学法人東北大学の主催により2020年9月25日に開催された研修会について、文部科学省を通じて講師派遣の依頼を受けオンラインでの講演を実施した。</p> <p>なお、我が国における留学生交流体制の整備・充実を図るため、独立行政法人日本学生支援機構が、大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、2020年3月に開催を予定していた「令和元年度留学生交流実務担当教職員養成プログラム」において、外国人留学生の就職活動をサポートするに当たり、高度人材ポイント制を含めた大学等卒業後の在留申請等について講演を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>高度人材ポイント制の一層の周知を図るため、2021年3月に、オンライン対応を含めた講師派遣が可能である旨の案内を、これまで講演を実施した大学や留学生の支援に積極的に取り組んでいる大学等を中心に文部科学省へ周知の協力を依頼したところであり、文部科学省は2021年5月に大学等へ周知を行うこととしている。</p> <p>高度外国人材の認定件数は、2020年12月末で2万6,406人となり、2022年末までに2万人の認定というKPIを前倒しで達成したことから、KPIの内容は、「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日閣議決定)において、「2022年末までに4万人の高度外国人材の認定を目指す」と見直された。今後も、新たな目標達成に向けて、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進するため、関係府省庁間の連携の下、制度の一層の周知を図っていく予定である。</p>
<p>2 留学生の就職支援</p> <p>文部科学省は、大学・大学院の留学生の日本語能力を始めとする就職活動上の課題を踏まえた積極的な就職支援の取組をより多くの大学に展開するなど、大学における効果的な就職支援を推進していく必要がある。</p> <p>その際、高度外国人材と認定された者の多くが日本の大学院を修了していることから、大学院の留学生の就職活動上の課題を踏まえた支援が行われるよう留意する必要がある。</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>大学が企業等と連携し、大学院生を含め留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムの策定を支援する「留学生就職促進プログラム」を12大学で継続</p> <p>また、「留学生就職促進プログラム」の中間評価を行い、実施大学から得られた成果等を文部科学省ホームページで公表するとともに、シンポジウムを開催し、取組の成果や課題等について周知を図った。</p> <p>さらに、大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルであるビジネス日本語等を身に付けるための教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み(留学生就職促進履修証明プログラム)を2020年度中に全国展開する予定</p> <p>(文部科学省)</p> <p>「留学生就職促進プログラム」については、これまで事務職が取組の中心となっていたことなどから、2020年度は、技術開発や製造業といった理系分野を対象に公募を行い、新たに3大学を選定し、計15大学で実施した。</p> <p>2019年度に実施した同プログラムの中間評価では、各大学が実施している、就職に必要なスキルを身に付ける教育プログラムや、実施体制の構築、活動状況等について進捗を確認し、外部有識者から、おおむね計画どおり事業が進捗していると評価された。また、各大学の取組を通じて、外国人留学生単独ではなく、日本人学生とともにインターンシップを実施するなどの工夫や、ワークショップなどを通じて、企業関係者と外国人留学生が相互理解を図る機会の提供等、外国人材の受入れ経験の少ない企業の理解の向上や受入れの促</p>

	<p>進につながる効果的な取組を確認できた。</p> <p>こうした「留学生就職促進プログラム」における取組での成果を踏まえ、同様の取組が選定大学以外でも広く実施されることを通じ、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進することを目的として、大学が企業等との連携により、大学院生を含め留学生が我が国での就職に必要なスキルを在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み（留学生就職促進教育プログラム認定制度）のための実施要領について、2021年度中に策定し、各大学へ展開する。</p> <p>今後も、大学等における外国人留学生の国内就職に向けた取組の支援に取り組んでいく予定である。</p>
<p>3 就労環境の改善</p> <p>厚生労働省及び経済産業省は、外国人材や企業がキャリアパスの明確化など様々な就労環境上の課題を認識していることを踏まえ、外国人材の就労環境の改善に取り組む企業事例の一層の周知を図るなど、引き続き企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促していく必要がある。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>外国人材の就労環境の改善に関する好事例集について、厚生労働省ホームページに加えて、JETROが運営している「高度外国人材活躍推進ポータル」に掲載したほか、地方労働局に追加配付し、地方で実施している外国人の雇用管理に関するセミナー等において積極的に活用・周知を行った。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>外国人材の就労環境の改善に関する好事例集については、外国人を雇用する又は雇用を検討している事業主や、関係団体を対象とした外国人の雇用管理に関するセミナーにおいて、2020年4月から同年12月までの間に計33回、約2,000人を対象に紹介、配布するなど引き続き周知を図った。</p> <p>また、事業主と外国人労働者の職場内における円滑なコミュニケーションを支援するため、使用頻度の高い単語・単文等を多言語で示した「雇用管理に役立つ多言語用語集」並びに採用や、賃金、労働時間など雇用管理の各場面で外国人労働者に説明すべきポイント及びそれらを説明する際のやさしい日本語例文をまとめた「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」を2021年3月に作成し、地方労働局等を通じて事業主向けのセミナーで紹介、配布した。</p> <p>今後も、引き続き企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促進していく予定である。</p> <p>なお、2020年2月以降、月別の外国人新規求職者数は前年より増加している現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者に対する相談支援体制等を強化した。具体的には、外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ相談支援体制を強化したほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備した。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>外国人を含む多様な人材が働きやすい環境を整備することによって、人材の能力をいかし、価値創造につなげている企業の取組事例等について、セミナーやシンポジウム等で周知した。具体的には、セミナー等の開催に当たっては、経済産業省のホームページやJETROの「高度外国人材活躍推進ポータル」等で周知を図った。また、セミナー等では、「新・ダイバーシティ経営企業100選」のベストプラクティス集の紹介や受賞企業の講演等を行った。</p>

	<p>(経済産業省)</p> <p>2020年度は、引き続き「ダイバーシティ経営」に関するセミナー等を計3回開催した。このうち、2回はオンライン形式で実施し、2020年8月4日に開催した「新・ダイバーシティ経営企業100選」及び「100選プライム」に関する公募説明会では、約130社、2021年3月10日に開催した「ダイバーシティ経営セミナー」では、約30社の参加があった。また、残りの1回は、「新・ダイバーシティ経営企業100選」及び「100選プライム」に選定された企業の取組事例等を紹介する動画を経済産業省特設ホームページに掲載した。これらによって、「ダイバーシティ経営」の意義や具体的取組への理解の促進を図った。</p> <p>今後も、引き続き、セミナー等の開催を通じて、外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促進していく予定である。</p>
<p>4 生活環境の改善</p> <p>総務省及び法務省は、本評価書で取りまとめた地方公共団体の事例も参照しつつ、必要に応じて関係省庁の協力を得るなどし、外国人の生活環境の改善のための効果的な取組を収集・整理して地方公共団体に提供するなど、地方公共団体の取組を支援していく必要がある。</p>	<p>(総務省)</p> <p>外国人への生活支援などの分野で先進事例を踏まえた助言などを行う「多文化共生アドバイザー」制度の運用や、地方公共団体間で多文化共生の取組の課題や優良事例の共有等を行う「多文化共生地域会議」の開催を通じて、地方公共団体における多文化共生の取組を推進している。</p> <p>(総務省)</p> <p>都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するために策定・周知している「地域における多文化共生推進プラン」について、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設等の社会経済情勢の変化を踏まえて、2020年9月に改訂し、i) ICTを活用した多言語対応、ii) 日本語教育の推進、iii) 感染症流行時における対応などの項目を新たに盛り込んだ。これにより、政策評価書において、外国人の生活環境上の課題として挙げられた事項を含め地域における多文化共生施策を推進するための基本となる指針の充実・向上が図られた。</p> <p>この改訂内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進するため、2021年2月から「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を開催しており、同年夏頃を目途に、改訂により新たに盛り込んだ項目を含む優良事例をまとめた「多文化共生事例集」(令和3年度版)(仮称)を作成し、地方公共団体を含め広く周知する予定である。</p> <p>今後も、引き続き外国人の生活環境の改善に向けて、地方公共団体における多文化共生施策の支援を実施していく予定である。</p> <p>(法務省)</p> <p>一元的相談窓口の運営に関する情報や、相談事例等について地方公共団体等に展開するとともに、受入環境調整担当官等が実施する地方公共団体等での研修の際にも併せて、他の地方公共団体の取組について周知を行っている。</p> <p>また、在留支援のための拠点(外国人共生センター(仮称))を設置し、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等の同窓口に対する支援を行うことを予定している。</p> <p>加えて、地方創生推進交付金の外国人受入施策に係る先導的事業情報についても地方公共団体等に展開した。</p>

	<p>(法務省)</p> <p>外国人の在留を効果的・効率的に支援するための拠点となる外国人在留支援センターを2020年7月に開所し、外国人からの相談対応、外国人支援を担当する地方公共団体の職員への研修や情報の共有といった全国の地方公共団体への支援等の取組を実施した。</p> <p>具体的には、地方公共団体において多文化共生施策事務を担当する職員を対象に、2020年10月1日及び2日、「令和2年度地方公共団体職員多文化共生施策関連実務研修」を開催し、地方公共団体の取組事例として、外国人児童、生徒等への学習支援の取組の紹介等を行った。</p> <p>また、地方公共団体が設置する一元的相談窓口を受入環境調整担当官等を相談員として派遣（2020年4月から同年12月までに37地方公共団体に計135回）し、外国人からの相談に対応するとともに、これらを通じて収集した先進事例（政策評価書において、外国人の生活環境上の課題として挙げられた事項を含む。）を取りまとめ、2020年12月17日、都道府県を通じて市町村に情報提供をした。</p> <p>2020年12月末時点での在留外国人数は288万7,116人となっており、引き続き外国人の生活環境の改善に向けて、地方公共団体の取組を支援していく予定である。</p>
--	--

テーマ名	女性活躍の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和元年7月2日)
関係行政機関	厚生労働省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○	<p>評価の観点 女性活躍の推進に関する政策が、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p>
○	<p>評価の結果の概要</p> <p>(1) 実地調査結果</p> <p>ア 地方中堅企業における取組と課題</p> <p>本政策評価では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」^(注)という。）に基づく取組が努力義務とされており、これまで余りスポットライトが当てられてこなかった地方の中堅企業（常用労働者数が300人前後の事業者（273事業者））を中心に、女性活躍の推進に向けた取組の実態等についてヒアリングによる実地調査を実施した。</p> <p>実地調査した事業者からは、女性を取り巻く環境や働き方の変化、働きやすい職場環境の整備、職業生活と家庭生活との両立支援、女性の登用等に関して様々な声が聴かれたところ、多くの事業者では、地方における深刻な人材不足などといった課題を抱えつつも、女性にとっていかに働きやすく、魅力ある職場とするかを考え、女性の 人材確保や継続就業、登用に結び付けようと努力している状況がみられた。</p> <p>また、女性の採用や登用を単なる労働力の確保のためと捉えるのではなく、商品開発や顧客対応に求められる多様性等に対応した貴重な戦力として、加えて、企業イメージのアップにつながるものとして捉え、積極的に女性の採用や職域の拡大などに取り組んでいる事業者がみられた。さらに、男性に対する働きかけも重視し、男性の育休取得の促進に積極的に取り組む事業者もみられた。</p> <p>一方、これらの取組を行ったとしても、必ずしも女性の採用に至らない例、男性による育休取得が社内で浸透しない例のほか、女性の登用に向けた意識啓発や登用後のフォロー体制などについて課題を抱えている例もみられた。</p>

(注) 令和元年5月、女性活躍推進法改正法が成立しているが、本政策評価では改正前の女性活躍推進法(平成28年4月全面施行)に基づく政策等を評価の対象としている。

イ 産業(業種)ごとの取組内容

実地調査した事業者を産業(業種)ごとにみると、以下のとおり、産業(業種)の特性等に応じた取組が行われていた。

- ① 「建設業」や「製造業」など女性労働者比率や女性管理職比率が他の産業に比べて低い産業では、これまで男性中心であった業界に女性人材を取り入れ、継続就業につなげていくため、女性にとって働きにくい業界といった固定観念の払拭等に向けたインターンシップ活動の実施、女性用トイレや更衣室の整備などといった職場環境の整備などを行っている事業者が多くみられた。
- ② 一方、従来から女性が多くを占め、女性労働者比率や女性管理職比率が他の産業に比べて高い「医療、福祉」の分野では、人手不足や子育て世代の女性従業員が多いといった背景事情に加え、今後ますます介護市場が拡大する状況下において、いかにして主婦層を中心とした潜在的な労働力の掘り起こしを行うかといった観点等から、企業内保育施設の設置などの取組を行っている事業者が多くみられた。

ウ 女性活躍の推進に向けた企業の取組

実地調査では、事業者における女性活躍の推進に向けた取組については、「女性の人材確保」や「継続就業の実現」などといった共通した目的や目標を持って取り組まれるものであっても、各事業者が属する産業(業種)の特性や女性を取り巻く環境、各事業者が抱えている課題や業務内容のほか、事業者ごとの女性の人材プールの形成状況等によって、それぞれ重視する点や、手段・対応等が異なっており、各事業者は女性活躍の推進に向けて、それぞれの女性活躍における各局面に応じた取組を行っている状況がみられた。

(2) アンケート調査結果

本政策評価では、実地調査に加え、女性活躍推進法に基づく取組や女性活躍の推進に向けた各種取組による効果等を把握するため、1万3,000事業者^(注)を対象に、アンケート調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)を実施し、本調査結果等を活用することで、各事業者における女性活躍の推進等の状況を把握するとともに、各事業者における女性活躍の推進に向けた取組による効果について分析等したところ、以下のような状況がみられた。

(注) 大企業5,000事業者、中小企業8,000事業者を対象として実施。なお、有効回答数は2,180事業者(大企業884事業者、中小企業1,296事業者)

ア 事業者における女性活躍の推進等の状況

事業者における女性活躍の推進に係る定量的な指標として考えられる「女性応募比率」、「女性採用比率」、「一月当たりの平均残業時間」、「女性の平均継続勤務年数」、「女性係長級比率」、「女性管理職比率」及び「女性昇進比率(係長級及び課長級)」の7指標の3か年(平成27年度から29年度まで)の推移をみた結果、「女性応募比率」、「女性採用比率」、「女性係長級比率」、「女性管理職比率」及び「女性昇進比率」はいずれも増加しており、各事業者は女性の積極的な採用や登用に向けて動き始めている状況がうかがえた。

また、「一月当たりの平均残業時間」は減少、「女性の平均継続勤務年数」は伸びている状況がみられ、各事業者は働きやすい職場環境の整備等を進めつつある状況がうかがえた。

イ 両立支援を中心とした女性活躍に向けた各取組による効果

事業者における仕事と家庭の両立支援に係る各取組の実施や導入状況と、「女性応募比率」や「女性管理職比率」などの女性活躍の推進に係る各指標の関係について、因子分析による各取組のグループ化と、アンケート調査結果等から得られた事業者における各取組の導入等の割合の高低を踏まえ、各グループを3段階に分けてステージ化することで分析を行った結果は、次のとおりである。

- ① 両立支援に係る各取組と女性の人材確保や継続就業には一定の関係性があり、このう

ち、女性の継続就業については、テレワークやフレックスタイムなど柔軟な働き方を実現する制度の活用によって、更に推進されるのではないかと考えられる。

- ② 女性人材の確保に当たっては、実地調査においても、制度の有無に着目して応募に至ったといった声が聴かれたところであり、これらの各種制度の有無が、女性からの応募や女性人材の確保にとって、重要な要素の一つになっているのではないかと考えられる。
- ③ 両立支援制度に係る各取組の実施や制度の導入による女性管理職比率に与える影響について一定の関係性がみられなかった状況や実地調査の結果を踏まえれば、女性の管理職への登用については、両立支援に向けた各取組の実施又は導入だけではなく、各産業（業種）における女性人材の確保の状況の違いに加えて、女性活躍や女性登用に係る各事業者の姿勢や企業風土、男性を含めた従業員それぞれの意識など、様々な要素を考慮することが重要ではないかと考えられる。

ウ 女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）による効果

女性活躍推進法に基づく情報公表の義務付けによる企業行動の変化（アウトプット）とともに、情報公表（見える化）による政策効果（アウトカム）を可能な限り定量的に把握する観点から、本アンケート調査の結果得られた事業者の女性応募者数の推移等を政策効果（アウトカム）の指標として定量的に分析したところ、次のとおりの結果が得られた。

① 情報公表（見える化）の義務付けによる企業行動の変化（アウトプットの把握）

情報公表（見える化）の項目として国が示した14項目のうち、「女性採用比率」、「一月当たりの平均残業時間」、「平均継続勤務年数の男女差」及び「女性管理職比率」の主要4項目について、法施行前後における大企業による公表割合をみると、法施行以降、大幅にこれらの項目の公表割合が伸びていた。

このことから、法施行によって、同法の義務付け対象とされた大企業では、これら主要4項目を選択した上で公表するといった企業行動の変化が生じていることが把握できた。

また、情報公表（見える化）が努力義務とされている中小企業においても、大企業ほどではないものの、法施行後にこれらの指標の公表割合は着実に伸びており、法施行によって、中小企業の行動に一定の変化があったことが把握できた。

② 事業者における選択的な情報公表（見える化）

事業者はどのような情報を選択して公表しているのかについて分析するため、「事業者は自社の良い情報を選択的に公表する」と仮定し、その妥当性を検討した結果、情報公表（見える化）している事業者は、公表していない事業者よりも主要4項目のうちの「女性採用比率」及び「女性管理職比率」については、当該項目の数値が高く、「一月当たりの平均残業時間」については短い傾向がみられた。また、これらの特徴は、法施行前から、これらの項目を公表している事業者において特に顕著であることが分かった。

③ 情報公表（見える化）による効果測定（アウトカムの把握）

女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）が事業者における女性活躍に関する各指標にどのような影響を与えているかを分析等するため、記述統計による把握を行うとともに、記述統計でみられた傾向の因果関係の推定を行うため、分析統計による把握として、DID（差分の差分法（Difference-in-differences））を活用した義務付けによる効果測定及びRD（回帰不連続デザイン（Regression discontinuity design））を活用した情報公表（見える化）による効果測定を行った。

なお、これらの分析等に当たっては、情報公表（見える化）による短期的な効果として考えられる「女性応募者数」、「女性応募比率」及び「女性採用比率」を短期アウトカムとし、また、中長期的な効果として考えられる「一月当たりの平均残業時間」、「平均継続勤務年数（男女差・男性・女性）」及び「女性管理職比率」を中長期アウトカムとすることとした。

その結果、女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）の義務付けや情報公表（見える化）による短期・中長期アウトカムへの効果をみた場合、ともに、情報公表（見える化）によるアウトカムへの効果に係る因果関係までは推定できなかったものの、各指標が示すデータの傾向をみる限り、情報公表（見える化）を行っている事業者では、情報公表（見える化）していない事業者と比べて、各指標の進展がみられた。また、義務付けによる各

指標の進展については、多くの指標において、その傾向が示唆された。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告の反映状況以降に関係行政機関が採った措置である。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>1 女性活躍の一層の推進に向けた事業者への支援（厚生労働省）</p> <p>事業者における女性の活躍をより一層推進する上では、事業者が置かれた様々な状況に対応した支援を行うことが適当</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>全国に配置している女性活躍推進アドバイザー^(注)による企業の個別訪問等により、産業の特性や女性活躍の局面等を踏まえた一般事業主行動計画の策定に向けたきめ細かな支援を行った。</p> <p>また、特に中小企業に対しては、自社の女性活躍に係る状況の把握や課題分析等をより簡易に実施できるよう、「中小企業のための女性活躍行動計画策定プログラム」(令和2年3月)を作成し、厚生労働省ホームページ等で周知を図ることで、各事業者の置かれた状況に応じた女性活躍の推進に向けた取組への支援を行った。</p> <p>(注) 女性活躍推進分野における企業支援の専門家として、「中小企業のための女性活躍推進事業」(厚生労働省委託事業)において、中小企業(常用労働者300人以下)に対し、説明会の開催や、電話、メールによる相談、個別訪問によるアドバイスを通じて、女性活躍推進法に定められた事業主行動計画の届出の支援や、計画に基づく取組を推進(社会保険労務士や中小企業診断士など、全国に最大47名配置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和2年度は、女性活躍推進アドバイザーを45名から70名に増員して、女性活躍推進法改正法により令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定等が義務化される中小企業を中心に、同計画の策定に向けたきめ細かな支援を行った。支援に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、電話、メールのほかオンライン等を活用するとともに、令和2年3月に作成し、厚生労働省ホームページに公開した、「中小企業のための女性活躍行動計画策定プログラム」を活用することを促した。</p> <p>令和3年度には、女性活躍推進アドバイザーを更に100名に増員する予定である。また、「中小企業のための女性活躍行動計画策定プログラム」により作成した一般事業主行動計画を、「女性の活躍推進企業データベース」上で公表できるよう、同プログラムと同データベースの連携を図る予定である。</p> </div>
<p>2 女性活躍推進法に基づく取組の着実な推進（厚生労働省）</p> <p>女性活躍推進法改正法の円滑な施行に向けて、常用労働者数101人以上の中小企業による情報公表(見える化)の着実な実施を図ることが適当</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>都道府県労働局や、中小企業のための女性活躍推進事業における女性活躍推進法改正法に係る説明会・セミナー等の開催を通じて、中小企業に対して改正法の周知と併せて積極的な情報公表を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」に企業が情報を掲載するメリットを記載した周知資料を関係団体等に配布することで情報公表の促進を図った。</p> <p>女性活躍推進法改正法の円滑な施行^(注)に向け、引き続き、改正法の周知等を行うことにより、情報公表の義務付け対象となる中小企業を中心に、情報公表が着実に実施されるよう取り組む。</p> <p>(注) 女性活躍推進法改正法に基づく常用労働者101人以上の中小企業への情報公表等の義務付け対象の拡大は、令和4年4月1日施行の予定</p>

	<p>令和4年4月1日の女性活躍推進法改正法の全面施行に向けて、都道府県労働局における改正法の説明会等や、中小企業のための女性活躍推進事業におけるセミナーを、新型コロナウイルス感染症感染防止対策としてオンライン形式等で開催し、中小企業に対して、改正法の周知と併せて積極的な情報公表を促した。また、「女性の活躍推進企業データベース」に企業が情報を掲載するメリットを記載した周知資料を、都道府県労働局、関係団体等に配布することで情報公表の促進を図った。さらに、女性活躍推進アドバイザーが、一般事業主行動計画の策定等が義務化される中小企業を中心に、同計画の策定に向けたきめ細かな支援を行う中で、情報公表についても働きかけを行った。</p> <p>引き続き、女性活躍推進法改正法の円滑な施行に向け、改正法の周知等を行うことにより、情報公表の義務付け対象となる中小企業を中心に、情報公表が着実に実施されるよう取り組む。</p>
--	--

イ 評価結果の政策への反映状況を公表したテーマ

テーマ名	地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：令和元年12月6日)
関係行政機関	国土交通省、法務省（回答日：令和3年3月23日） ※ 政策への反映状況は令和3年3月末時点

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果の概要	
○ 評価の観点	地籍整備の推進に関する施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果の概要	<p>(1) 「第6次国土調査事業十箇年計画」(平成22年5月25日閣議決定。以下「第6次十箇年計画」という。)の成果目標である「進捗率^(注)」、「地籍調査の実施面積」及び「地籍調査に未着手又は休止中の市町村(以下「未着手・休止市町村」という。)の状況」については、現状のペースで推移する場合、第6次十箇年計画の最終年度である令和元年度末までに達成することは、次のとおり、いずれも困難な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6次十箇年計画期間中に地籍調査の進捗率を49%から57%へと8ポイント伸ばすという目標に対し、平成29年度末での実績は52%にとどまる。 ・ 市町村等が行う地籍調査の実施面積について、21,000km²という目標に対し、平成29年度末での実績は8,023km²までの実施と、38%の達成率にとどまる。 ・ 未着手・休止市町村について、計画の中間年である平成26年度までに解消するという目標に対し、29年度末時点で447市町村が存在 <p>(2) 次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。</p> <p>(注) 地籍調査の対象面積(全国土面積から国有林野・公有水面等の面積を除いた面積)に対する地籍調査実施地の面積の割合</p>

勧告	政策への反映状況
1 認証遅延及び送付遅延の解消策の検討、市町村への技術的助言 国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の早期解	<p>(国土交通省)</p> <p>○ 令和2年1月に、認証等の状況の調査(市町村を対象に従来から実施)、都道府県からヒアリング等を行い、それらにより把握した</p>

<p>消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる観点から、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。</p>	<p>内容を踏まえて、順次、市町村に個別の助言を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このほか、令和2年3月に国土調査法（昭和26年法律第180号）に国土交通大臣の市町村等への援助規定が新設され、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定。以下「第7次十箇年計画」という。）に、地籍調査に関する助言を行う有識者等（地籍アドバイザー）の地方公共団体等への派遣を位置付け、これらを踏まえて、認証遅延、送付遅延等を地籍アドバイザーの対応分野に追加し、遅延発生市町村への支援を強化 ○ また、令和2年10月に地籍調査の成果の認証請求に至るまでの留意点を都道府県経由で市町村に通知し、調査終了から原則3か月以内に、遅滞なく認証請求を行うよう要請
<p>2 土地所有者等の立会いの弾力化措置の運用事例の集約・整理、市町村への提供</p> <p>国土交通省は、筆界未定の予防を促進する観点から、準則第30条第4項（令和2年6月の準則改正前の同条第3項）の適用に当たっての具体的な運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。</p>	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第4項^{（注）}を適用した事例を集約・整理し、令和3年2月に都道府県経由で市町村に通知 ○ このほか、第7次十箇年計画に、所有者不明等の場合でも地籍調査を進められるような新たな調査手続の活用を位置付け、令和2年6月の準則改正により、一部の土地所有者等が所在不明の場合でも、筆界案の作成及び公告の手続を経て調査が行えるよう措置 <p>（注） 土地所有者等が所在不明の場合、筆界を明らかにする客観的資料（現地復元性を有する地積測量図等）を用いた筆界の調査を可能とする規定</p>
<p>3 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用実績に係る検証</p> <p>国土交通省は、第19条第5項の指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要がある。</p>	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者等が第19条第5項の指定^{（注）}を申請すると、追加的な手間が掛かるなどの指摘を踏まえ、意欲的に申請に取り組んでいる市町村等や民間事業者との意見交換を実施し、民間事業者等にはメリットがないとされる一方で、地籍調査の実施主体である市町村等には効率的な地籍整備につながるというメリットがあり得ることを確認 ○ 上記を踏まえ、第19条第5項の指定制度の活用促進のための方策について検討し、令和2年3月の国土調査法の改正により、地籍調査を行う市町村等が、民間事業者等に代わって申請できるよう措置され、第7次十箇年計画に、第19条第5項の指定制度の更なる活用の促進を位置付け <p>（注） 国土調査法第19条第5項において、国土交通大臣等は、土地に関する様々な測量及び調査の成果について、その精度又は正確さが国土調査と同等以上であると認めた場合に、当該成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定することができることとされている。</p>
<p>4 法務局等による地籍調査への具体的協力内容を市町村等に周知</p> <p>国土交通省は、都市部など地籍調査の実施が困難な地域における地籍調査を推進する観点から、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知する</p>	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年3月の不動産登記法（平成16年法律第123号）の改正により、地方公共団体が筆界特定の申請をできるよう措置されたこと等を踏まえ、第7次十箇年計画に、地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、準則改正により、登記官に対する協力の求めの規定^{（注1）}を措置 ○ また、法務局等による地籍調査への実務的協力^{（注2）}の具体的な内容等について、令和2年9月に都道府県経由で市町村等に通知 <p>（注）1 地籍調査を行う市町村等が、地籍調査に関し、登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めること</p>

<p>必要がある。</p>	<p>ができることを明記したもの 2 市町村等からの協力要請に応じ、法務局等が地籍調査に係る住民説明会、現地調査及び成果案の閲覧に出席又は協力すること</p>
<p>5 地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進</p> <p>法務省及び国土交通省は、人口集中地区（D I D）における地籍整備を、より一層推進する観点から、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。</p>	<p>（法務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図作成作業の実施予定地区等の情報の関係市町村への教示、実施予定地区に関する要望があった場合の対応方法等に係る通知を令和元年 12 月に各法務局等に発出、同通知において地図作成作業の計画変更の判断基準の一つとして「地図作成作業の実施予定年度と同時期に隣接する地区で地籍調査の実施が予定されている地域であること」を明示 <p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画に地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会の設置要領について、地図作成作業の実実施計画及び実施状況、筆界特定の申請予定等を打合せ事項に追加するなどの改正を行い、令和 3 年 1 月に都道府県経由で市町村に通知 <p>（法務省・国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省は、上記の国土交通省の通知を各法務局等に周知し、国土交通省は、上記の法務省の各法務局等への通知を都道府県経由で市町村に周知することにより、各々の措置事項について周知
<p>6 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に係る取組</p> <p>国土交通省は、P D C Aに基づいた地籍整備を推進する観点から、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行う必要がある。</p>	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画の前提となる地籍調査の対象面積等の整理について、令和元年 8 月に、対象面積の定義等を記載した要領を都道府県及び市町村に示し、把握した数値について、国と都道府県等の保有するデータの整合を図った上で、第 7 次十箇年計画に記載する進捗率を算出 ○ 地図作成作業の実績と地籍調査の実績を合わせた都市部の実施面積や進捗率を算出し、令和 2 年 8 月、国土交通省のホームページに公表

(注) 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030329000148152.html) 参照